

佐賀県県土づくり本部所管事業における産業廃棄物税の取扱い

1 課税対象

焼却処理施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物は課税の対象となる。

2 工事費への計上

工事費への産業廃棄物税の計上は、次のとおりとする。

- 1) 産業廃棄物税は、直接工事費（準備費の項目で発生するものについては、準備費）に計上する。
- 2) 産業廃棄物税は、間接工事費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）の率対象額には含めないものとする。
- 3) 産業廃棄物税は、消費税及び地方消費税の率対象額に含めるものとする。
- 4) 産業廃棄物税額は、県内産業廃棄物処理施設のうち、焼却処理施設へ搬入する場合は800円/t、最終処分場へ搬入する場合は1,000円/tを計上する。
なお、熊本県、北九州市の産業廃棄物処理施設に搬入処理する場合は、参考資料により適切に積算する。
- 5) 焼却処理施設及び最終処分場への処分費については、見積書によるものとする。見積書は、処分費と当該施設への搬入に要する産業廃棄物税を分けて記載したものを徴収する。
- 6) 焼却処理施設を含む中間処分場への処分する場合で、見積を要するものについては、処分費に産業廃棄物税相当額を含めた見積書を徴収する。
※たとえ再生資源化施設であっても、その過程で最終処分するものが発生する場合があるために処分費に産業廃棄物税相当額が含まれることとなる。また、焼却施設においては、焼却残さの処理方法及び最終処分場への搬入量が不明確であるため、処分費に産業廃棄物税相当額が含まれることとなる。
- 7) 各種産業廃棄物へのt数換算については、別表1の係数により算出し、設計計上トン数は、0.1t単位とする。

3 特記仕様書への明示

特記仕様書に下記文面を記載する。

本工事により発生する建設廃棄物のうち、九州各県の焼却施設及び最終処分場へ搬入するものについては、産業廃棄物税が課税されるため、適正に処理すること。なお、熊本県及び北九州市へ搬入するものについては、課税対象施設が異なるため、監督員と協議すること。

産業廃棄物税に係る体積から重量への換算表

別表1

(規則第7条)

産業廃棄物の種類	換算係数
1 燃え殻	1.14
2 汚泥	1.10
3 廃油	0.90
4 廃酸	1.25
5 廃アルカリ	1.13
6 廃プラスチック類	0.35
7 紙くず	0.30
8 木くず	0.55
9 繊維くず	0.12
10 動植物性残さ	1.00
11 動物系固形不要物	1.00
12 ゴムくず	0.52
13 金属くず	1.13
14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
15 鉱さい	1.93
16 がれき類	1.48
17 家畜ふん尿	1.00
18 家畜の死体	1.00
19 ばいじん	1.26
20 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	1.00
<p>備 考</p> <p>1 この表の第1号から第6号までに掲げる産業廃棄物の種類は廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる産業廃棄物とし、同表の第7号から第19号までに掲げる産業廃棄物の種類は廃棄物処理法施行令第2条第1号から12号までの各号それぞれ掲げる産業廃棄物とする。</p> <p>2 この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。</p>	